

令和 4 年

第 11 回 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

令和 4 年 10 月 27 日

水 戸 市 教 育 委 員 会

令和4年第11回教育委員会定例会

- 1 開催日時 令和4年10月27日(木) 午後5時01分 開会
午後5時19分 閉会
- 2 開催場所 水戸市役所 4階 中会議室4
- 3 出席者 教育長 志田晴美
委員 富田教代(教育長職務代理者)
委員 篠崎和則
委員 丸山陽子
委員 鬼澤真寿
- 4 欠席者 なし
- 5 説明のため出席した職員の職、氏名
教育部長 三宅修
総合教育研究所長 春原孝政
参事(県費負担教職員担当) 鴨志田泰
参事兼教育企画課長 菊池浩康
参事兼学校保健給食課長 小川佐栄子
参事兼歴史文化財課長 小川邦明
学校管理課長 細谷康之
学校施設課長 和田英嗣
生涯学習課長 湯澤康一
中央図書館長 林栄一
教育研究課長 野澤昌永
- 6 傍聴人 なし
- 7 本日の日程
 - (1) 議事
議案第37号 水戸市教育委員会電子決裁の試行運用のための文書の取扱いの特例に関する
規程【公開】
議案第38号 水戸市立共同調理場運営委員会の委員の委嘱又は任命について【非公開】
議案第39号 水戸市文化財保護審議会への諮問について【非公開】
 - (2) その他
 - ① 令和5年教育委員会定例会の開催日程について【公開】

8 会議の概要

午後5時01分 開会

○志田教育長 ただいまから、令和4年第11回教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、非公開とする案件についてお諮りいたします。

本日の案件のうち、議案第38号及び第39号につきましては、非公開の取扱いといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、議事に入ります。

議案第37号 水戸市教育委員会電子決裁の試行運用のための文書の取扱いの特例に関する規程について、説明願います。

菊池参事兼教育企画課長。

○菊池参事兼教育企画課長 それでは、資料の1ページをお開きください。

議案第37号 水戸市教育委員会電子決裁の試行運用のための文書の取扱いの特例に関する規程について、御説明いたします。

第1項では、令和5年3月31日までの期間に行う文書の起案、決裁その他の事務で教育長が適当と認めるものについては、水戸市教育委員会文書取扱規程の規定にかかわらず、文書管理システムを使用して処理することができるとするものです。

内容等につきまして、2ページの参考資料を御覧ください。

初めに、1の概要ですが、本市では、決裁事務の効率化及び職員の負担軽減を図るため、電子決裁を導入するものです。

本年度中の試行運用を経て、令和5年度からは本格運用とする予定です。

次に、2の電子決裁導入のメリットですが、(1)の文書の決裁に係る時間の削減や、(2)の将来のテレワークへの対応、(3)案件の進捗管理が容易になること、(4)文書の整理、検索、廃棄等の事務の効率化、(5)文書の物理的な消失の防止等が見込まれます。

次に、3の起案の方法につきましては、原則として全ての文書を電子決裁により起案することとしますが、一部については、これまでどおり、押印決裁とするものもございます。

その例といたしましては、(1)に記載のとおり、決裁権者が部長級以上となる重要案件や、支払関係、例規等の審査に係る文書については、これまでどおりの押印決裁とします。

また、(2)に記載のとおり、決裁に当たって説明を要する文書や機密に属する文書等、電子化に注意を要する文書、それから情報量が多いものや、文書の形態によっては電子化しづらい文書等については、書面の回覧と電子決裁を併用する方式、または押印決裁といたします。

3ページを御覧願います。

4の本規程の施行により、水戸市教育委員会文書取扱規程の規定にかかわらず、処理することができる事務処理の例につきましては、こちらに書いてありますとおりのものですが、例えば、第19条で、文書取扱主任は、文書が送達された場合、当該文書を開封し、電子文書にあつては紙に出力し、当該文書の左上余白に受付印を押し、文書管理システムに必要事項を登録しなければならないとされておりますが、試行運用においては、紙への出力及び受付印の押印を不要とすること、また、第21条第2項で、字句等を訂正するときは、その箇所には訂正印を押すことという規定があり

ますが、これについては訂正印は不要ということになります。

また、第22条では、関係者との合議について規定されておりまして、(1)他の係長に合議するときは、主管係長の押印後や、(2)他の課長等に合議するときは、主管課長等の押印後とするとありますが、押印に代えてシステム上での承認をすることや、あるいは主管の係や課と平行して合議をすることもできるような、時間の短縮も可能になるということでございます。

1ページの議案に戻っていただきまして、第2項では、事務の処理について必要な事項は別に定めるとしております。

付則で、この規程は公布の日から施行するとしております。

市長部局では、既に10月17日から運用を開始しておりますので、教育委員会におきましても、議決後、速やかに公布をし、試行運用を開始してまいります。

説明は、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

丸山委員。

○丸山委員 押印の代わりに承認すると、何か承認のマークみたいなものを入れるのですか。具体的にはどのようにするのでしょうか。

○志田教育長 菊池参事兼教育企画課長。

○菊池参事兼教育企画課長 この文書管理システムにログインするときに、我々はそれぞれIDとパスワードでログインします。その状態で「承認する」という画面上のボタンを押すと、承認されたという扱いになります。

○志田教育長 丸山委員。

○丸山委員 承認したというのが、紙に出したときにどこに残るのでしょうか。後で承認されたというのはどのように立証されるのでしょうか。

○志田教育長 菊池参事兼教育企画課長。

○菊池参事兼教育企画課長 画面上で、それが分かるようになるということで、最終的に紙に打ち出すわけではないので、承認した日付などがデータとして記録に残るといったものです。

○志田教育長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、議案第37号について採決いたします。

議案第37号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、議案第37号は可決しました。

【議案第38号 水戸市立共同調理場運営委員会の委員の委嘱又は任命について：非公開】

【議案第39号 水戸市文化財保護審議会への諮問について：非公開】

○志田教育長 次に、その他に移ります。

その他(1) 令和5年教育委員会定例会の開催日程について、説明願います。

菊池参事兼教育企画課長。

○菊池参事兼教育企画課長 それでは、資料の9ページをお開き願います。

その他(1) 令和5年教育委員会定例会の開催日程につきましては、表に記載のとおりとさせて

いただきますので、よろしくお願いいたします。

令和5年度の教育委員会定例会の開催は、第1木曜日、午後5時からを基本とさせていただきますが、第3回、第6回、第9回、第12回につきましては、市議会定例会の開催日程の関係がございますので、前月に開催する方向で調整してございます。

そのほか、第5回につきましては、第1木曜日が5月4日の祝日となりますことから、1週間前倒しで開催する日程を予定しております。

いずれにいたしましても、今後、日時・場所等の変更も考えられますので、近くなりましたら、また改めて日程の調整をさせていただきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

説明については、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、この件について終わります。

以上をもちまして、本日の案件につきましては、全て終了いたしました。

その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、それでは、以上をもちまして、本日の定例会を閉会いたします。

御苦勞様でした。

午後5時19分 閉会

9 議決事項

議案第37号について原案可決

議案第38号について原案可決

議案第39号について原案可決